

導入促進基本計画

1. 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野木町は、栃木県の南の玄関口という利便性の高い恵まれた立地条件に加え、良好な居住環境や民間開発業者等による大規模な宅地造成などを背景に人口が増加してきたが、平成22年(2010)10月に行われた国勢調査では、総人口25,720人で、平成27年度の国勢調査の結果によると25,292人で平成22年に比べマイナス1.7%の減少となった。また国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると平成42年(2030)には22,742人、平成52年(2040)には20,175人まで減少するとされている。

本町の産業については、2010年の全就業者数は12,596人で、その内訳は第一次産業が4.7%、第二次産業が32.1%、第三次産業が63.2%となっています。産業大分類比率で見ると、卸売業・小売業が約21%と最も多く、次いで建設業が14.8%、製造業が13.9%次に医療・福祉、教育・学習支援となっている。

事業所総数は757事業所で製造事業所が107事業所、卸売業、小売業事業所は159事業所で平成8年度までは増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向にある。

本町の商工業者は中小企業や小規模事業者の割合がもっとも多く、人手不足や事業主の高齢化とともに後継者不足等の問題に直面している。このような環境の中、町としても中小企業者等の育成並びに経営の安定を図るため、中小企業振興資金融資制度を実施しているが、労働生産性の向上や確実に後継者へ事業承継するためには生産基盤を構築する必要がある。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業の発展や生産性向上を目指す。これを実現するため、年間5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針に定めるものをいう)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2. 先端設備等の種類

本町の産業は、卸売業や小売業を中心とし製造業等の多種多様な事業者が多いことから多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

3. 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、野木工業団地と野木東工業団地及び現在造成中の野木第二工業団地を中心とする工業専用地域に集積しているが、中小企業事業者は町内全域に事業所が存在することから、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は野木町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、製造業と卸売業や小売業を中心に多岐にわたり多様な業種が町の経済・雇用を支えていることから、これらの産業で広く生産性の向上を実現するために、本計画の対象業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みも多様になることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4. 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5. 先端設備等導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画認定の対象としない。